

## 昭和19年度朝鮮総督府特別会計等決算及び 昭和20年度朝鮮総督府特別会計等決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

朝鮮総督府特別会計ほか9特別会計（旧外地特別会計）の昭和19年度及び昭和20年度の歳入歳出決算は、終戦時の混乱により会計資料が散逸したことなどから政府において作製が困難とされ、政府出資特別会計法外21法令の廃止等に関する法律により会計検査院への送付及び国会提出が延期されてきた。戦後70年を経て、同決算は会計検査院による検査を経て、平成28年1月4日に国会に提出されたが、歳入歳出共に各科目の内訳についてはほとんど記載がなく、予算が適正かつ効率的に執行されたかなどを検証することは事実上不可能である。

政府は、同決算の処理が長年にわたり延期されてきたこと、同決算は歳入歳出の各科目の内訳が記載されていない不完全なものであることを真摯に受け止め、一般会計に帰属することとなった旧外地特別会計に係る債権について、十分な周知を行うとともに照会対応を徹底するなど、今後生じる可能性のある債権債務の処理に誠実に対応すべきである。